

岡 監 発 第 89 号

令和6年11月11日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県監査委員 高 橋 徹

岡山県監査委員 福 島 恭 子

岡山県監査委員 浅 間 義 正

岡山県監査委員 飛 山 美 保

令和5年度岡山県内部統制評価報告書  
の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度岡山県内部統制評価報告書について、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見書を提出します。

# 令和5年度 岡山県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 監査等の種類

内部統制評価報告書の審査

## 第2 審査の対象

令和5年度岡山県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 第3 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、岡山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものとする。

### (1) 評価手続の適否

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・評価対象事務について不足なく評価されているか。
- ・評価項目に対応する内部統制の整備・運用状況が適切に把握されているか。
- ・評価が形骸化していないか。

### (2) 評価結果の適否

- ・把握すべき不備に漏れはないか。
- ・把握した不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- ・把握された整備上の重大な不備は評価基準日までに正しく是正されているか。
- ・評価結果において、不備として把握されていないもので整備上及び運用上の重大な不備に該当するものはないか。

## 第4 審査の実施内容

評価報告書について、岡山県知事から報告を受け、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当であると認められる。

## 第6 備考

- ・ 審査意見は上記のとおりであるが、令和5年度においても重大な不備が3件発生している。内部統制制度が始まって4年目となるが、これまで重大な不備として報告された事案は、部外者からの通報により発覚し対応が遅れたものなど、いずれも不適正な事務処理が長期にわたり見過ごされ、結果として改善策の策定までに相当な期間を要している。残念ながら本県において内部統制が十分に機能しているとは言い難い。
- ・ 財務に関する事務以外でも不適切な事案が発生している。本県では制度の対象とする事務を財務に限定しており、このままでは改善の機会が失われ、ミスや不正・不祥事の芽を事前に摘むという制度本来の目的達成が遠のくことになりかねない。他県においては、過去に発生した不適正な事務処理や不祥事案件等を踏まえ、財務以外の事務を対象に加えているところもある。本県においても、制度の対象事務の範囲拡大を検討していただきたい。
- ・ 内部統制では、組織の問題としてリスク発生防止の仕組みづくりを長に求めている。各所属においては、職員がミスを報告しやすい環境を整えるとともに、推進部局においては、より改善策にウエイトを置いて各所属からの相談を受けるなど、不適切な事案の発生を未然に防ぐ意識の向上を図っていただきたい。また、年度途中であっても適宜リスク一覧やチェックリストを見直すなど、柔軟かつ機動的に運用することで、制度の質の向上に努めていただきたい。
- ・ 教育委員会や警察本部でも職員の不祥事が続いている。コンプライアンス違反に対する県民の目は厳しく、県全体の信用を失うことになりかねない。各組織において、不正・不祥事を未然に防ぐ仕組みを再度検討していただくことをお願いしたい。